

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和2年9月17日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂豊田町，上賀茂西後藤町，上賀茂六段田町，上賀茂北ノ原町，上賀茂前田町，上賀茂中山町，上賀茂大柳町，上賀茂中ノ河原町，大宮薬師山西町，西賀茂神光院町，西賀茂井ノ口町，西賀茂大道口町及び紫野西泉堂町の各一部

京都市左京区北白川西平井町，田中高原町，上高野隣好町，上高野尾保地町，上高野畑町，松ヶ崎壺町田町，静市市原町，静市野中町，八瀬秋元町，岩倉中在地町，岩倉中河原町，岩倉南木野町，岩倉花園町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町，岩倉中町，岩倉北平岡町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区西野小柳町，東野森野町，大塚中溝，小山中島町，小山谷田町，音羽前田町，音羽珍事町，大宅御所田町，大宅古海道町，大宅神納町，榎辻池尻町，勸修寺西栗栖野町及び勸修寺東金ヶ崎町の各一部

京都市南区吉祥院西ノ庄西浦町，吉祥院這登西町，吉祥院東前田町，吉祥院石原京道町，吉祥院石原西町，吉祥院嶋野間詰町，吉祥院嶋笠井町，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽清井町，上鳥羽川端町，久世上久世町，久世中久世町二丁目，久世中久世町三丁目，久世殿城町，久世築山町，久世大築町及び久世東土川町の各一部

京都市右京区太秦和泉式部町，太秦皆正寺町，太秦北路町，常盤森町，嵯峨野西ノ藤町，西京極東大丸町，西京極西向河原町，嵯峨石ヶ坪町，嵯峨一本木町，北嵯峨北ノ段町，宇多野御池町及び鳴滝桐ヶ淵町の各一部

京都市西京区上桂北ノ口町，上桂北村町，桂上野西町，桂上野東町，桂徳大寺町，桂徳大寺北町，川島三重町，下津林前泓町，下津林中島町，下津林佃，牛ヶ瀬弥生町，牛

ヶ瀬堂田町，檜原井戸，檜原六反田，嵐山宮ノ北町及び嵐山内田町の各一部

京都市伏見区南寝小屋町，島津町，毛利町，桃山町三河，醍醐御陵東裏町，醍醐槇ノ内町，日野西大道町，日野西風呂町，石田内里町，深草佐野屋敷町，深草大亀谷東久宝寺町，深草坊町，竹田田中宮町，中島河原田町，横大路鍬ノ本，横大路西海道，納所和泉屋，久我石原町，久我御旅町，久我東町，久我西出町，羽東師菱川町，羽東師古川町，羽東師志水町，羽東師鴨川町及び淀美豆町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和2年9月17日から同年10月5日まで（ただし，土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.lg.jp）により提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）